

そこが知りたい



くらしの金融知識

奨学金を申し込む前に 考えておきたいこと

子どもが希望する進路なら、何とかして進ませてやりたいと思うのが親心でしょう。ただ、教育費の準備が十分にできていないのであれば、対策を考えなければなりません。今回は「奨学金」についてお伝えします。

奨学金は何のため？

文部科学省の「学校基本調査」によれば、高校を卒業した学生の7割が大学、短大、専門学校などに進学しています。一方で大学などの学費は上昇しており、私立大学では、年間授業料だけを見ても、文系学部で100万円程度、理系学部では150万円程度というところが多くなってきました。子どもが希望する学校に進むには準備してきた教育資金では足りそうにない、またいろいろな事情で十分な準備ができなかったというときに考えられるのが奨学金の利用です。

奨学金とは、学生が経済的な理由で進学をあきらめることがないよう、在学中に必要な学費や生活費を支援する制度です。奨学金には返還義務のない給付型と、返還義務のある貸与型があり、今のところ

る日本の奨学金のほとんどは貸与型です。貸与型の奨学金は、学生時代に受け取った金額を卒業後に働いて返すのですから、学生自身が「お金を借りる」ことにほかなりません。近年、奨学金を返還できずに延滞するケースが問題となっています。そこで、平成29年度から日本学生支援機構の奨学金では、所得連動返還型奨学金制度がスタートするなど、利用者の経済状況などに配慮した制度の見直しも行われています。

最も多く利用されている 日本学生支援機構の奨学金

文部科学省が所管する独立行政法人である日本学生支援機構の奨学金は、学生の約2・6人に1人(平成27年度実績)が利用している奨学金制度の代表格です。ここでは、この日本学生支援機構の奨学金を中心に説明します。

図表1:日本学生支援機構の奨学金(予約採用・大学)

	第一種奨学金	第二種奨学金
利息	無利息	利息付(上限3%) 利率固定方式 (2017年3月卒業0.33%) 利率見直し方式(5年ごと) (2017年3月卒業0.01%)
学力基準	高校の評定平均3.5以上など	高校の成績が学校の平均水準以上など
家計基準の目安 注:給与所得者は収入金額 給与以外は所得金額の上限額	4人世帯の場合 給与所得者:747万円 給与以外:349万円	4人世帯の場合 給与所得者:1100万円 給与以外:692万円
募集時期	高3の春	高3の春、秋
貸与金額(月額)	自宅 (国立):45,000円 (私立):54,000円 自宅外 (国立):51,000円 (私立):64,000円 または30,000円	30,000円、50,000円 80,000円、100,000円 120,000円 から選択 注:私立医歯学課程、私立薬獣医学課程の場合、120,000円を選択したときは、それぞれ40,000円、20,000円の増額可
保証制度 (どちらかを選択)	人的保証:連帯保証人(親)+保証人(親族、65歳未満) 機関保証:保証機関に保証料を払い引き受けってもらう (保証料は毎月の奨学金から差し引かれる) 注:長期間滞納すると、クレジットカードや住宅ローンなどの新規契約ができなくなる場合あり	

日本学生支援機構「奨学金を希望する皆さんへ」をもとに筆者作成

1 貸与型奨学金

日本学生支援機構で利用される奨学金は、ほとんどが貸与型で、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。希望すれば誰でも貸与を受けられるわけではなく、学生本人の学力と家計(世帯人数と収入・所得)のそれぞれに基づいて審査が行われます(図表1)。学力基準は第一種奨学金なら高校の評定平均が3・5以上であること、第二種奨学金なら

高校の成績が学校の平均水準以上であることなどです。ただし、平成29年度から第一種奨学金の希望者のうち、住民税非課税世帯の学生については学力基準に満たなくても貸与を受けられるようになりました。家計基準はサラリーマンか自営業者か、また世帯人数によって異なりますが、例えば、サラリーマンで4人世帯の場合、第一種奨学金で年収747万円以下、第二種奨学金なら年収1100万円以下が目安です。

貸与額は、奨学金の種類(第一種、第二種)や、進学する学校の種類(大学、短大、専修学校など)によって異なりますが、月に3万円から12万円です。また、入学月に10万円から50万円の範囲で増額してもらおう入学時特別増額制度もあります。

第二種奨学金は利息付ですが、在学中は利息が課されませんし、金利は住宅ローンと比べてもかなり低い水準といえます。2017年3月に卒業した学生に適用された利率は、利率固定方式で0・33%、利率見直し方式(5年ごと)に市中金利に応じて利率を見直す)で0・01%でした。金利の上限は3%と決まっています。利率固定方式と利率見直し方式のどちらを選択するかは申込時に決めますが、在学中、奨学金の貸与を受けている間は変更することができます。

2 給付型奨学金

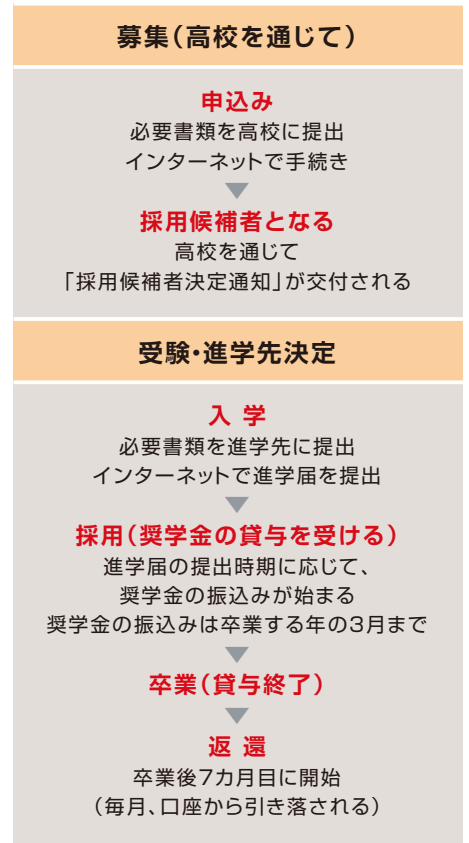
日本学生支援機構では給付型の奨学金制度を平成29年度からスタートさせました。もともと、今のところ利用できるのは限られています。給付を受けられるのは①住民税非課税世帯や生活保護受給世帯の学生、または②18歳時点で児童養護施設に入所しているなど社会的養護が必要な学生で、学力資質ともに優秀な学生として在学する高校から推薦された者のなかから採用されます。給付額は進学先の学校の種類と自宅通学か自宅外通学か

で異なりますが、毎月2万円から4万円です。給付型奨学金だけで学費をまかなうには十分とは言えませんが、経済的に苦しい学生にとっては大きな助けとなるでしょう。貸与型の第一種奨学金、第二種奨学金と併用することもできます。

3 貸与型奨学金の申込みから受給まで

貸与型奨学金の申込み方法には、大学・短大・高等専門学校・専修学校への進学前に行う予約採用と、進学後に行う在学採用の2通りがあります。学費について心配することなく受験勉強などに専念するためには、あらかじめ奨学金の貸与を約束してもらえ予約採用がよいでしょう。予約採用の募集は通っている高校を通じて行われ、募集時期は原則として毎年、第一種奨学金は春、第二種奨学金は春と秋です。ただ、募集時期は変更される場合もあるので、必ず高校に確認してください。在学採用は、毎年春に進学先の学校で募集が行われます(具体的な募集時期は必ず学校に確認してください)。予約採用で不採用になった場合も、在学採用に申し込むことができます。申込みは、予約採用の場合には通っている高校を、在学採用の場合には進学先の学校を通して行います。申込みの際は世帯の収入を証明する書類を提出します。申込時に選択しなければならないこととして、前述の①入学時特別増額貸与奨学金の利用の有無と金額、②利率の算定方

図表2:申込みから返還開始までの流れ
(予約採用の場合)



日本学生支援機構のホームページをもとに筆者作成

法(利率固定方式か利率見直し方式か)のほか、③貸与月額、④保証制度、⑤返還方式があります。このうち、④保証制度については、人的保証と機関保証から選択します。人的保証は連帯保証人(原則として父母)および保証人(主におじ・おば)による保証です。機関保証は保証機関に保証料を支払って連帯保証してもらい、保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。例えば月額8万円の第二種奨学金を借りて4年制の大学に通う場合の保証料は月額4320円です。いざ保証人を頼むとなると相手の了承をもらうのに時間がかかることもあるので、人的保証にしようと考えている場合は、早めにお願いくとよいでしょう。

奨学金の貸与が始まるのは入学した後で、以後卒業する年の3月まで毎月銀行口座に振り込まれます。入学時特別増額を受け取ることができるのは最初の振込

みと同時です。したがって、予約採用で奨学金の受給が決まっても、入学手続きに必要な費用(入学金、施設費、半年分の授業料など)に日本学生支援機構の奨学金を充てることはできません。ほかの方法で用意しておくことが必要です。在学中には、毎年1回「奨学金継続願」を提出するとともに、奨学生としての適格性が審査されます。とくに気を付けなければならないのは留年です。奨学金の受給は、確実に学業を修了できることが条件になるので、もし留年や休学をした場合は、継続して奨学金を受給することが難しくなります。

4 奨学金の返還

卒業してから7カ月後、3月に卒業した場合なら10月に返還が始まります。返還は、①定額返還方式と②所得連動返還方式のうち申込時に選択した方式にした

がって行います(第二種奨学金の場合は①のみで②の選択は不可)。①定額返還方式の場合、月返還額と返還期間(最長20年)は、貸与を受けた奨学金の総額と割賦方法(毎月同額かボーナス月に増額するか)に応じて自動的に決まります。例えば月額6万4000円の第一種奨学金の貸与を4年間受けた場合には、毎月1万4222円を18年間かけて返還することになります。

平成29年度から第一種奨学金で選択できるようになった②所得連動返還方式は、前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。例えば、年収200万円なら毎月約4700円、年収400万円なら毎月約1万3500円を返還することになります。ただし、最低返還金額が設けられており、どんなに収入が少なくても毎月2000円は返還することが必要です。所得連動返還方式では、このような毎月の返還額の変動により、返還期間が決まります。収入が少ない状態が続く場合は返還期間が長引くことがある点には留意が必要です。

5 返還が難しくなったとき

万一、返還が滞ると延滞している割賦金額に延滞金(年5%)が課せられます。また、本人や保証人に督促の電話や通知が来るようになります。延滞が3カ月以上続いた場合は個人情報や個人信用情報機関に登録され、クレジットカードや住

宅ローンの契約ができなくなる可能性があります。貸与型の奨学金は、「お金を借りる」ことなのだと思いついてください。機関保証を利用していた場合は、一定期間の督促後に保証機関が代わって残額を一括返還し、その後は保証機関から本人に返還の請求が来るようになります。保証料を払っているのだから、返還できなくなったら保証機関が返還してくれてそれで終わると勘違いする人もいますが、よほどいいことにはなりません。

もし病気などで経済的に困って返還が難しくなった場合には、一定期間は返還金額を2分の1または3分の1に減額して返還期間を延長する「減額返還」と、一定期間の返還を停止し先送りにする「返還期限猶予」を申請することができますが、どちらにしても返還の総額が減ることはありません。また、延滞している場合には減額返還を申請できないので、返還が厳しくなってきたら、延滞をする前に日本学生支援機構の奨学金返還相談センターに相談するとよいでしょう。

逆に、収入が増えて生活に余裕が出てきた場合などは、途中で全額または一部繰り上げ返還をすることもできます。一部繰り上げ返還の場合は、返還金額に応じた期間を短縮することができます。有利息の場合も短縮した期間の利息はかからないので、返還総額を減らすことができます。

奨学金を利用する前に 考えること

子どもが高校生になり、進路を決める時期が近づいたら、親子で将来のことについて話し合ってみましょう。子どもがどんな夢を持っているのか、将来学校で何を学びたいか聞いてみましょう。明確な進路は、なかなか決められないかもしれませんが、ある程度決めなければ、教育費の資金プランを立てることも見直すこともできません。進路を絞り込んで、そこに通り卒業するためにはどの程度のお金が必要か、各学校のホームページや受験情報誌などで調べてみてください。

1 奨学金をいくら借りるか

自宅から通えるか、それともアパートや下宿から通うのかによってかかる費用は大きく異なりますが、必要となるのは学費と、教科書代や交通費、生活費、お小遣いなどです。学費以外にいくらかかるかは判断が難しいのですが、日本学生支援機構の「学生生活調査結果」(図表3)を参考に総額を計算してみましょう。例えば、自宅から私立大学に通う場合の支出が年間約177万円だとすると、4年間では約708万円、それが卒業までに必要な費用の総額です。そこから、これまで教育資金として準備していた貯蓄額を差し引きます。例えば、学資保険で100万円を準備できているなら60

(単位:円)

図表3: 学生生活費(大学)

	自宅		下宿、アパート	
	国立	私立	国立	私立
授業料	502,700	1,030,300	503,300	1,088,700
その他の学費	208,500	339,100	120,400	285,800
学費小計	711,200	1,369,400	623,700	1,374,500
食費	102,300	97,300	284,700	255,900
住居・光熱費	—	—	487,500	429,700
保健衛生費	34,400	36,800	36,000	36,400
娯楽・嗜好費	119,400	131,400	135,800	143,900
その他の日常費	132,000	134,700	146,900	150,100
生活費小計	388,100	400,200	1,090,900	1,016,000
合計	1,099,300	1,769,600	1,714,600	2,390,500

出典: 日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査結果」

8万円、それを年数×12で割ります。4年なら約12万7000円、これが毎月の必要額です。家計からは教育費として毎月いくら支出できるでしょうか。多少は本人のアルバイト収入も考えてよいでしょう。家計から月7万円、アルバイトで月1万円なら残りは4万7000円。これが奨学金として借りたい金額です。

2 無理ない返還額から借入額を考え直す

次に、それを卒業後に返還するとどのくらいの負担になるのか、シミュレーションしてみましょう。日本学生支援機構

のホームページで各月の貸与額に応じて返還額、返還期間を試算できるので、利用してみてください。第二種奨学金の平均貸与額は7万円超というのですが、8万円を4年間借りると、毎月1万6000円と利息を20年間返還することになります(図表4)。返還していけそうか、それとも家計からもう少し支出できるか、またアルバイトを増やすなどして奨学金の金額を減らせるか、親子で話し合ってみましょう。

就職して返還を始めるとき、平均的な大卒初任給は20万円程度で、そこから税

金や社会保険料を引いたら、手取りは16万円程度になるでしょう。アパートを借りて生活費も自分で支出するとなると、自由に使えるお金はそんなに多くありません。また23歳から20年間かけて返還するのなら、返還が完了するときには43歳になっています。その間には結婚して子どもが生まれ、住宅購入を考えているかもしれません。返還を続けることは借りる前に考えるよりずっと大変になるはずで、子どもが社会人になったあとのライフプランをイメージして考えることが大切です。

奨学金は住宅ローンなどと違い、借りる人の返済能力に関する審査がありません。そのためつい多く借りてしまいがちです。足りない困るからと多めに借りておくと、学資に充てずに済んだお金を遊びに使ってしまう、返済負担がより重くなる可能性があります。もし足りなくなるようなら貸与額は在学中に変更ができるので、奨学金の金額は必要最低限に抑えたいものです。

日本学生支援機構によれば3か月以上の延滞者の割合は4・6%ということですが、延滞者と無延滞者それぞれにアンケート調査した結果を取りまとめた「奨学金の返還者に関する属性調査」によれば、延滞をする人にはいくつかの傾向が見られます。奨学金申込みを決めた時期が遅いこと、学生本人が申請書類の作成に関わっていないこと、返還義務を知らずに

図表4: 第二種奨学金の返還額(4年制大学の場合)

毎月の貸与額	総貸与額	返還年数	毎月の返還額	
			0.33%の場合	3.00%の場合
3万円	144万円	13年	9,445円	11,293円
5万円	240万円	15年	13,688円	16,769円
8万円	384万円	20年	16,561円	21,531円
10万円	480万円	20年	20,702円	26,914円
12万円	576万円	20年	24,842円	32,297円

日本学生支援機構のホームページをもとに筆者作成

申請した人が多いことなどです。進学のための費用が足りないことに気づいてから、返還義務があることも意識せずに、慌てて親主導で申請したのでは、延滞の原因を作ることにもなりかねません。もちろん、奨学金返還を援助する予定でいるご家庭もあるかと思いますが、返還の責任を負うのは学生本人です。先ほど説明した手順を参考に、必要最低限の金額はいくらかを親子で考えることが大切です。

日本学生支援機構以外の奨学金と教育ローン

日本学生支援機構以外の奨学金としては、自治体や民間団体のものがあります。募集時期もさまざまで、それぞれ採用される人数は少ないですが、給付型のものも多いので探してみるとよいでしょう。日本学生支援機構のホームページでは、同機構以外の奨学金制度の情報を検索できる仕組みを提供しています。また最近では地元企業に就職して定住すれば奨学金返還を肩代わりしてくれる自治体も増えてきたようです。

大学独自の奨学金としては、これまでも成績優秀者に対する給付型の奨学金がありました。最近、入試出願前に申請する奨学金を創設する私立大学が増えています。例えば早稲田大学の「めぐせ! 都の西北奨学金」は、東京と近県以外の学生を対象として、受験前の秋に募集・審査が行われます。採用が決まり、受験に合格して入学したら奨学金が在学中毎年給付されるというものです。各大学で制度は違いますが私立大学だけでなく、国立大学にも同じような奨学金制度を設けているところがあります。よく貸与型奨学金と比較されるのが教育ローンですが、いくつか違いがあります。奨学金は学生が借り、卒業後に返還します。有利息の場合も在学中は無利息です。それに対し、教育ローンは、親が

借りて翌月から返還が始まります。利息は借りた直後から付き、奨学金と比べると利率が高く設定されています。ただ、教育ローンは奨学金と比べて申請手続きが簡単で、借入れまでの期間が短く、一度にまとめて借りられるのが利点です。例えば、入学手続きに奨学金が間に合わない場合や親の収入が比較的高くて奨学金は申請できないが借りたい場合などに利用することが考えられます。

教育ローン中でも多く利用されているのが、政府出資の金融機関である日本政策金融公庫の「国の教育ローン」です。現在の金利(平成29年7月現在は1・81%(固定金利)で350万円まで借りることができま。母子家庭で世帯年収200万円以内の場合は、金利1・41%などの優遇措置もあります。ただ、収入制限があるため「国の教育ローン」を借りられない場合は銀行などの教育ローンを検討することになります。

在学中に返還できる能力を身に付ける

奨学金は、学生が経済的な理由で進学をあきらめないよう支援する制度です。しかし、貸与型奨学金は卒業後に返還しなければなりません。希望した金額を貸してもらえないからと、返還を考えずにたくさん借りてしまい、卒業後に返還ができなくなると苦しい状況になってしまったり、元も子もありません。親子でよく

話し合い、シミュレーションしながら、無理なく返還し続けられる、堅実な資金プランを立てることが重要です。

子どもにお金の話をするのをためらうご両親もいらっしゃいますが、17歳、18歳になれば、もう家庭の経済状況を理解できる年齢ではないでしょうか。親が子どものために教育資金を準備してきたのだけれど足りそうにないということなら、それを伝えましょう。奨学金を借りて進学するのであれば、学生本人がお金を借りて勉強していることを自覚し、在学中に将来の目標をしっかりと定めて努力し、返還していけるだけの能力を身に付ける必要があります。この点についても親子できちんと話し合っておきましょう。



蟹山淳子 かにやま・じゅんこ

1980年東京女子大学英米文学科卒業後、銀行勤務を経て専業主婦となり、二世帯住宅で夫の両親と同居、2人の子どもを育てる。1997年夫と死別、シングルマザーとなる。以後、自身の資産管理、義父の認知症介護、相続など、自分でプランを立てながら対応。2004年CFP取得。2011年慶應義塾大学経済学部(通信過程)卒業。2015年、日本FP協会「くらしとお金のFP相談室」相談員。2016年日本FP協会「広報センター」スタッフ。子どもの受験は幼稚園から大学まですべて経験。3回の介護と3回の相続を経験。そのほか、宅地建物取引士、住宅ローンアドバイザーなどの資格も保有。